

介護機関

2. 平成26年6月30日以前に介護保険法で指定を受けた介護機関について

介護機関の指定申請、変更等の届出については、以下の表のとおりです。

※申請・届出は、事業所ごとに提出してください。（指定はサービスごとの指定となります。）

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	その他
(1) 新たに生活保護法による指定を受ける場合	○				
(2) 既に指定介護機関である場合					
・指定介護機関が介護サービス(※)の種類を追加・変更する場合 ※平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたサービス	○				
・介護保険事業所番号が変更された場合 (変更後の介護機関は(1)により指定されたとみなされるので手続き不要)		○			
・指定介護機関の名称を変更した場合 ・開設者の名称を変更した場合 ・指定介護機関の所在地を変更した場合(行政による住居表示等により変更された場合を含む。) ・開設者が法人で、法人代表者を変更した場合 ・管理者を変更した場合			○		
・指定介護機関の開設者が当該指定介護機関を廃止した場合		○			
・指定介護機関の開設者が当該指定介護機関を休止した場合 (再開の意思がある場合)				○	
・休止した当該指定介護機関を再開した場合					再開届
・他法による処分を受けた場合					処分届
・指定介護機関の指定を辞退する場合(業務は継続) ※30日以上予告期間が必要です					辞退届